

第1章 研究背景・目的

ヴェネチア憲章や登録有形文化財制度の創設などを契機として我が国の近代建築・近代化遺産の保護活用に対する関心が広まりつつある。このような流れの中で、戦争の記憶を継承する装置となる旧陸軍建築の遺構調査も進められつつあるが、そのマイナスのイメージから保存することを厭惡され多くの建築が解体されてきた。また現存するものについても今だ周知性にかける部分が多い。しかし旧陸軍建築は広島原爆ドームとは異なる「戦争の記憶」を提示する存在であり、かつ明治以降の一般大衆へ西洋文化を伝播した場所として受け継がれ、広く公開されるべきである。よって今後旧陸軍建築をどのように保護し活用していくかを再検討する必要がある。そこで本研究では、旧陸軍建築の所有や立地に留意しながらこれまでの保存事業や現状利用・管理状況を調査し、問題点と今後の利用展望を検討する。

第2章 研究方法

本研究では現存する旧陸軍建築の中でも、本年度復原工事が進行中の新潟・新発田の通称「白壁兵舎」を主対象としながら、他の事例と比較検討を行う。

2-1 既往研究の整理

旧陸軍建築の既往研究は中森勉、前島美知子らの研究で陸軍建築の個別の平面構成の特徴や編年、或いは計画の標準化について詳細に記述されている。特に前島の研究において、新発田の白壁兵舎の解体調査について詳述されているため、現在の移築復元工事の手法の分析に役立てる。また、歴史的建造物の保護については参考文献から保存家の言説を整理する。この他、保存活用の研究として西谷光平の研究において検討されている白壁兵舎の保存活用シミュレーションを示し、第4章にて実施計画との比較を行う。

2-2 調査

調査は平成26年3月竣工予定の白壁兵舎の復原工事現場への実地調査、その他対象とした旧陸軍建築の管理者に対するアンケート調査を行い、現状把握を行った。

第3章 旧陸軍建築概要と歴史的建造物保護について

3-1 旧日本陸軍建築概要

3-1-1 建築タイプと配置計画

日本の近代軍制は幕末に幕府及び各藩が西欧兵学の下、近代兵器を導入していくことに始まり、明治政府成立以降は明治3年（1870）に陸軍はフランス式を採用して編成していくことが決定された。陸軍の施設は当時の日本において新しい建築タイプであり、一つの屯営地内には様々な目的の施設がフランス（明治17年以降はドイツ）から伝わった知識を下地として、石造を木造に読み替えて建設された。ここでは明治期からの陸軍屯営地に建設された建築の種類とその配置計画の特徴を捉える。

3-1-2 海外からの技術流入

幕末より日本には西洋の物資・技術が一挙に流入してきたが、軍隊は近代国家形成のために重要な存在として位置づけられ、明治初期の陸軍においてはフランスからの技術者達である、軍事顧問団が大きな影響を与えた。外国人技術者ら及び国内からの留学生らからの軍事技術の伝播の流れを整理する。

3-2 歴史的建造物保護について

3-2-1 保存・復原に関する法制度

近代日本の建造物保護は1871年の古器物保存法、1897年の古寺保存法に始まり、1996年の登録有形文化財制度の制定により、保護対象が近世以前の古建築から近代の組石造、RC造及び近代和風建

築まで押し広げられた。保護制度の編年とそれに関連する事項についての流れは次の通りである。

表-1 文化財保護に関する編年

1871(M4)	古器物保存法
1897(M30)	古社寺保存法
1929(S4)	国宝保存法
1950(S25)	文化財保護法
1969(S44)	明治洋風建築の調査
1975(S50)	文化財保護法改定（伝建地区制度の創設等）
1990(H12)	近代化遺産総合調査
1992(H4)	近代と風景総合調査
1995(H7)	文化財審議会企画調査会「近代の文化遺産の保存と活用について」報告
1996(H8)	文化庁「重要文化財（建造物）の活用に関する基本的な考え方」発表 文化財保護法改定（登録文化財制度の創設等）
2001(H13)	文化財審議会企画調査会「文化財の保存・活用の新たな展開」発表
2005(H17)	文化財保護法改定（文化的景観保護制度の創設等）
2007(H19)	「文化財分科会企画調査会報告書」
2013(H25)	文化財分科会企画調査会「今後の文化財保護行政の在り方について」報告

また、ここではヴィオレ・ル・デュク、ラスキンの他、フィールデン、マートン・フィッチ、そして鈴木博之といった文化財・歴史的建造物の保護に関わる建築家らの言説を元に、建築保護に対する姿勢の流れを整理し、日本の建築における保護活用とオーセンティシティに関わる問題について考察する。

第4章 旧陸軍建築の保護と利用状況

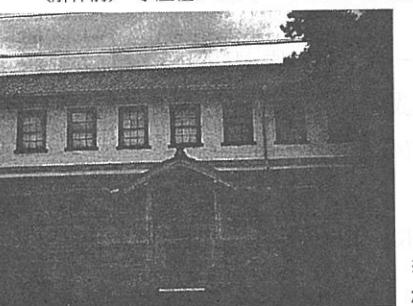
4-1 新発田・旧歩兵第16聯隊兵舎

概要⇒所在地：新潟県新発田市大手町 6-4-16

建設年：明治7年（1874）

構造形式：桁行42間梁行6間、木造2階建て、屋根桟瓦葺

（解体前）小屋組フレンチ・トラス、壁漆喰仕上げ



※写真は解体工事前の
2009年時点の姿

図-2 新発田兵舎

新発田・旧歩兵第16聯隊は、旧陸軍東京鎮台歩兵第3連隊分営第8番大隊が明治6-7年に移駐したことを起源とし、それに伴い建設された兵舎の一つが白壁兵舎であった。終戦後、旧軍跡地には米軍駐留後、新潟大学分校として使用され、現在は陸上自衛隊が駐屯し現在に至っている。兵舎は解体前までは自衛隊の広報施設として使用されていた。この兵舎はフランスの軍事顧問団の影響を受けた旧陸軍初期の姿を今に伝え、かつ城郭との調和という当時の日本陸軍の美感を示す事例として貴重な存在である。

4-1-1 新発田・旧歩兵第16連隊兵舎の復原工事

工事の主体組織：

当該工事は防衛省主導で、松井建設により施工が進められている。竣工後は軍事博物館及び自衛隊の教育施設として活用される予定であり、展示計画は新発田市との共同で行われる。旧陸軍建築を全面的に公開活用するためのこの大々的な工事は、防衛省が関わる保護工事としては他に例がなく、また、防衛省と市が共同でプロジェクトの進行に当たっていることは、注目に値する。

工事状況：

文化財登録はせず、完全な新築扱いで建設となるため、現行の建築

基準法を満足しつつ当初の姿を再現しなければならない。本研究では前島の解体工事調査及び復原研究を下地として、復原工事状況からどのように法規を満たしつつ当初の姿を再現しているのか、その対処法から工事の特徴を分析する。

移築に際し、解体前の状態から桁行7間縮小される。しかしながら桁行35間梁行6間の長大な建築全体を木造で建てる場合、建築基準法25条、26条及び令112条2の適応が困難であるため、建物中央部の階段室部分をRC造とし、防火区画としつつ、さらに外壁全面を漆喰仕上げに復すると共に軒裏も塗り込み、防火構造としている（図-3）。

当該プロジェクトに先駆け、西谷の研究において兵舎の活用方法が検討されている（図-4）が、1階すべてをRC造とはせず、RC造の区画によって2棟の木造建築を連結する対応がとられた（図-5）。即ち、あくまでも兵舎の構造形式、意匠を維持することが優先されたと言える。近年の建造物の保存活用において、オーセンティシティの重要性が広く認識され始めた結果とも考えられる。

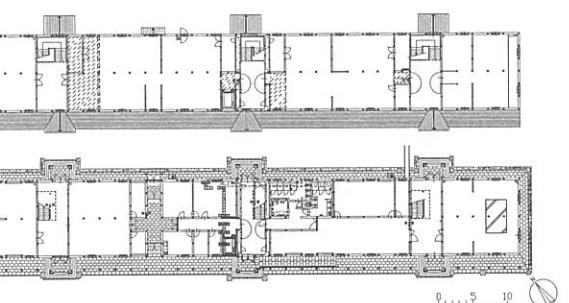


図-3 竣工平面図（上：2F、下：1F）

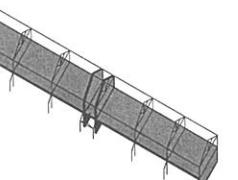


図-4 西谷の論文における保存方法提案

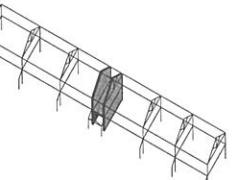


図-5 実施された保存方法

4-2 その他の旧陸軍建築の保護と利用状況

本研究では旧陸軍建築の保護プロジェクトにおいて最新の事例として新発田・旧歩兵第16聯隊兵舎を中心に据える。その事業の特異性を検討するため、現存するその他の旧陸軍建築のこれまでの保護事業を取り上げ、比較する。対象とした建築は同年代の兵舎・庁舎、明治後半に建設された偕行社や将校集会所、士官学校皇族舎等木造建築を中心としたが、構造の違いによる対処法の差異を示すためレンガ造（現在はRC造）の旧東京近衛師団司令部庁舎についても紹介する。

第5章 考察

5-1 所有と保護活用状況の関係性

本研究で取り扱った事例の所有については下のように「防衛省（自衛隊）」「地域行政」「民間団体」「教育機関」に分類することができる。

開放度低	新発田、青森、金沢（将） 朝霞、普通寺（司）
防衛省、自衛隊	
教育機関	弘前 豊橋
地域行政	普通寺（僧） 仙台、金沢（僧、司）、岡山
民間組織	東京、名古屋

図-6 建物の所管と立地、文化財指定

新発田を除く防衛省所有の事例は基本的に現状維持・不対策、地域行政・民間団体に渡ったものについては、専門家を交えた史料調査・転用計画の上で復原・補修、教育機関により管理されているものは構内の学生の活動に適応することが問われ、部分改修や用途の選択が行われている。また、活用状況は防衛省所管のものは自衛隊広報資料館、

地域行政に渡ったものは地域資料館や集会所施設として、民間団体所管のものも展示施設として利用されている。教育機関の所管のものは校舎や記念館として式典等に利用されている。

5-2 立地条件と保護活用状況の関係性

対象とした旧陸軍建築の約半分は戦後、旧来の位置での保存が困難となり、移築が行われた。移築後、すなわち現在の敷地の性質の違いにより、旧陸軍建築の活用状況や認知度に差異が現れている。ここでは地域行政に土地が移譲されたもの、教育機関へと引き継がれたもの、自衛隊が旧屯営地にそのまま駐在したもの、それ以外の組織へと渡ったものという所有の変化を踏まえた上で開放的敷地と閉鎖的敷地どちらに各事例が属するかを確認し、現状利用状況から今後改善するべき立地条件の問題点を考察する。

5-3 文化財登録と保護活用状況の関係性

歴史的建造物の保護においては文化財指定を受けるか否かということも重要な検討事項である。対象事例で重要文化財指定を受けているものは4棟、登録有形文化財となっているものが5棟である（図-6）。残りの文化財となっていないものはすべて自衛隊駐屯地内で管理されているものであった。文化財指定を受けることができれば、適用除外により法規的な制限が緩和され、建物のオーセンティシティを保ったまま残しやすくなる。一方で文化財指定を受けていない場合は、建物の安全性や利便性を満足するために変更が加えやすく、利用の幅が広がる。こうした文化財指定の有無、種類による利点と難点をまとめると、建造物保護は経済の影響を受ける面が大きく、やはり文化財指定を受けることが最上の選択であることは間違いない。しかし、指定はなくとも、専門家の助力を得ることができれば、破壊的活用の危険を回避し、保存的な活用ができると考えられる。

第6章 旧陸軍建築の活用の課題と展望

維持管理や改修について、所有者に依存するという、建造物保護全体にいえる現状が旧陸軍建築にも当てはまるが、特に、自衛隊駐屯地内にあるものについては、自衛隊の方針から入館料は取らず、また限られた予算のため、建物の保護に十分に取り組めていない。そのため、外部からのサポートが必要があるようと思われる。現在、文化財指定を受けているものについては小規模自治体に対しても都道府県あるいは国からの資金・人材の援助が教育委員会等を通して期待できるが、指定のないものへの支援が不十分である。文化財指定をせずに残していくことを考えると、所有者にとって建造物保護に対する重要性とともに利点を提示する必要があり、技術的・法的な補助が今後より一層求められる。その点を踏まえると、今回の新発田兵舎の復原移築事業は今後の駐屯地内に残存する旧陸軍建築の保護と積極的な公開利用の一つの指標となるであろう。その上で、普通寺偕行舎のように内部の利用計画、特に資料館として用いる場合は展示計画に美術品および建築の専門家が、そして利用者である市民が関与することが望ましい。

終章 総括

近代以降の建築の保護については、その歴史的有意義性のほかに現在における利用性を求める。本研究において工法面では各事例からも多様な選択肢があり、十分な技術が既にあることが示せたと思うが、依然ソフト面での課題が残る。防衛省、地域行政、市民等、様々な組織間の相互協力の下、戦争の記憶を受け継ぐ史料としての旧陸軍建築の調査・保護活用事業が新発田兵舎の例のみで終わらず、危機的状況にある建築にも発展していくことが望まれる。

主要参考文献

- 「歴史的環境保存論」稻垣栄三 2009
『新発田既設建物現況調査検討』株式会社グリーンシグマ 2003
『日仏技術交流史からみた陸軍の施設計画に関する研究』前島美知子 慶應大學院修士論文 2011